

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年九月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市北中曾根字金子一五二二番二 地先から同市所久喜字小ヶ原井八〇 三番二地先まで		区 間
一一・〇〇	九・七二 一〇・一一	敷地の幅員 (メートル)
一五九・二五		延長 (メートル)
		備 考